

平成21年第6回玉城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成21年11月30日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成21年11月30日
4. 応召議員

1番	小林一則君	2番	中野勇君
3番	山本静一君	4番	
5番	鈴木加奈子君	6番	小林豊君
7番	前川隆夫君	8番	風口尚君
9番	川西元行君	10番	中瀬信之君
11番	山口和宏君	12番	奥川直人君
13番	高木市郎君	14番	東谷富雄君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	山口典郎君	会計管理者	前田浩三君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	小林一雄君
生活福祉課長	林裕紀君	上下水道課長	松田幸一君
建設課長	森島千里君	病院老健事務局長	田畑良和君
産業振興課長	田間宏紀君	教育事務局長	辻誠君
総務担当課長補佐	田村優君	政策財政担当課長補佐	中村元紀君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	内山治久君		

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 議案第86号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について

- 第 4 . 議案第 8 7 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 5 . 議案第 8 8 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 . 議案第 8 9 号 伊勢地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について

(午前 9 時 5 分 開会)

議長 (小林一則君) 只今の出席議員数は 1 3 名で定足数に達しております。よって、平成 2 1 年第 6 回玉城町議会臨時会は成立致しましたので開会致します。

開会あたり町長より臨時会召集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

町長 (辻村修一君) 平成 2 1 年第 6 回の臨時会開会にあたりまして、一言お礼の挨拶申し上げます。大変ご多用のところ開催を賜りまして誠にありがとうございます。今回、提案をさせていただきます主なものにつきましては、町長・副町長・教育長そして一般職員の給与の改正に伴うものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、開催の挨拶とさせていただきます。

議長 (小林一則君) これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長 (小林一則君) 日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

2 番 中野 勇君 3 番 山本静一君

の 2 名を指名致します。

議長 (小林一則君) 次に、日程第 2 . 会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日 1 日間と致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「 異議なし 」 の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間とすることに決しました。

議長 (小林一則君) 次に、日程第 3 . 議案第 8 6 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部を改正についてないし、日程第 5 . 議案第 8 8 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題と致

します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
町長（辻村修一君）議案第 86 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、引き続き厳しい経済雇用情勢を反映し、去る 8 月 11 日に人事院が国会及び内閣に勧告をいたしました、一般職の国家公務員人事院勧告に準拠して、町長及び副町長の期末手当の支給月数を年額 0.25 月分削減しようとするものであります。内容と致しましてはすでに 6 月分で 0.15 月分の凍結を実施していることから不足分の 0.10 月分を引き下げるため 12 月の支給月数を現行の「100 分の 230」から、「100 分の 220」に、所要の改正を行うものであります。又、平成 22 年以降分に対応するため 6 月分支給月数についても「100 分の 210」から「100 分の 195」に改正を行うものであります。尚、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 87 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。この改正につきましても、前議案 第 86 号と同様の措置を行うため所要の改正を行うものであります。補足は省略させていただきます。

次に、議案第 88 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、引き続き厳しい経済雇用情勢を反映し 8 月 11 日に人事院が国会及び内閣に対して勧告した一般職の国家公務員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の減額勧告に準拠して国と同様に期末手当及び勤勉手当の減額を行うため所要の改正を行うものであります。又、本年度の人事院勧告にありました俸給表の改定及び時間外勤務等の改正につきましては、平成 22 年度から実施をするため 3 月定例会に上程予定であります。住居手当の廃止につきましては平成 17 年度において廃止済みであります。なお、詳細につきましては、総務課長から説明をいたさせます。よろしくご審議のうえご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君
総務課長（中郷徹君）それでは、議案第 88 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。資料の 3 ページをご覧くださいと思います。今回の改正は、期末勤勉手当の支給月数を改正

するものでございます。まず第17条第2項におきまして、期末手当の支給月数を定めておる所でございます。6月支給分につきましては現行「100分の140」から「100分の125」に、12月支給分については「100分の160」から「100分の150」にそれぞれ改めようとするものでございます。同条第3項におきましては、再任用職員に対する期末手当の支給月数を定めておきまして6月支給分の現行「100分の75」から「100分の65」に12月支給分現行「100分の85」から「100分の80」にそれぞれ改めようとするものでございます。第18条第2項第1号におきましては6月及び12月に支給を致します勤勉手当の支給月数を定めておりますがそれぞれ現行「100分の75」から「100分の70」に改めることと致してございます。同条第2項におきましては再任用職員に対する勤勉手当の支給月数を定めておきまして6月及び12月のそれぞれの支給月数をそれぞれ「100分の35」とするものでございます。尚、本年6月に支給を致しております期末勤勉手当につきましてはすでに暫定的措置と致しまして改正後の率で支給を行っておる所でございます。尚、又今回の期末手当の支給月数の改定につきましては議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の定める所によりまして、議員の皆様方に支給をされませぬ期末手当にも適応されるものでございます。以上補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

それでは、まず議案第86号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。

12番 奥川直人君

12番（奥川直人君）今回6月に引き続きまして、人事院勧告の基に期末手当が町長・副町長ですけれどもこの86号の件ですけれども、これは後ほど出てまいります先程提案説明がありましたけれども、職員の賞与といいますか期末手当につきましては、期末手当及び勤勉手当が含まれておるわけでありませぬ。基本的にこの期末・勤勉手当につきましては各期半年間の我々は成果配分とこのような認識をしておりますが、職員につきましては先程お話がありましたように、年間で0.35カ月これが削減をされるわけです。ところが町長・副町長につきましては0.25カ月というふうな削減率ということになりますと元々あったものから0.35%削減され、町長・副町長が0.25カ月削減される。職員の方が、削減月数が多いということになりますと、我々一般的に考えますとどこの企業でもそうですが親方・社長は一番ご苦労

なさってそれに対して似合う職員並びに従業員の生活の保障などを考えていくべきとこのように思われておるわけですが、現状今回の提案の中には月数が0.1%削減率が低いということで、職員・それと特別職の皆様方の認識をどのように持っておられるのかそこをお聞きしたいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）三役の給与そして職員の給与等の考え方でございます。今ご質問のお考えもその通りだと思いますし、特別職というふうな形での状況でありまして勤務形態と致しましては常に常勤で努めておるとこういう状況でございます、この率の経過につきましては過去のいろんな率の経過がございます。基本はやはり人勸そして一般職の職員と同じく上位に勤務をしておるという考え方がございまして、同率のつまり今回の年額総額といきますと4.15カ月分こういう形の改正後の率というのが私は一番それぞれにふさわしい率ではないかという考え方でございます。尚、やはり自治体によりまして若干いろんな差がございます。平成の合併等々もございましてなかなか一律というふうなわけにはいきませんが、努めてこの三役或は一般職員の手当につきましては近隣に準拠するような考え方を持っていくのが、私は妥当ではないかというふうに思っておる次第でございます、従って今回も職員に合わせた形での4.15月分を改正後の案として提案をしておるといふ次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）12番 奥川直人君

12番（奥川直人君）4.15で最終の月数が職員と合うというのは、これは一つの考え方であると思いますが、私が言いますのはこの6月分の期末手当それと12月の期末手当これを換算しだした月数、換算というのは6か月6カ月単位でもらっているわけです。その中でスタートした段階から0.35カ月職員は減ったということ。町長・副町長は0.25カ月の減であると0.1%皆さん方の減が少ないわけです。それを私は職員に合わすべきとこのように思いますし、町長が4.15でふさわしいという考え方はおかしいと思います。それはあなた方は多い方だからふさわしいですよ。少ない人は止もう得ないと。でも減り方の少ない人がふさわしいという発言はふさわしくないとこのように思っています。それともう一つは近隣に合わず。今はそういう時代ではないはずで、貴方が作りたい玉城町をどうして行くかという、どうしてみんなの職員を引っ張って行くのか。住民の納得を得ていくのかということは貴方が考えることで、みな近隣に合わずという発言は憤っていただきたい。自主自立・地方分権・玉城町はどうあるべきかというのは合わずではなくて、貴方が作っていくのだとこのように私は思いますのでその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議員になられる前のお話ですのでご存じないか分かりませんが、私が就任させて頂いて即刻にやはり三役の給与は改革の一つとして削減をすべきとこういうふうなことで議会でお認めを頂いてカット頂きました。そのことは過去にもそうでありますし、約現在の額で言いますと三役で10%のカットをして現在に至っていると、こういうふうなことでございまして、町として先駆けてこうした措置を取らせて頂いておるとい状況も一つご理解を頂きたいと思ひますし、そのことは特に職員自ら先駆けて住居手当・或は通勤手当等につきましても近隣よりも早くこうした理解をしながら改革に向けて取り組んでおるといことも一つご理解を賜りたいと思ひます。以上です。

議長（小林一則君）12番 奥川直人君

12番（奥川直人君）私が議員就任になる前の話をして頂きましたけれども私はあまり比較はしたくないんです。そしたら明和町長はもっと下げているよ。それは自分で作っていく。こうあるべきといふご判断でやられているわけで、今15町ある中で上から6番目ぐらいの評価・金額だといふふうに私も認識をしておりますけれども、合わすとか、合わさないとか自ら考えるといふ今の状況の中で、そのしかし厳しくなった平成20年度・平成21年度その辺の評価を今回傾斜配分という形で職員にされるわけなんです。そういった中で職員の方が下げ率が大いといふこと事態は私はおかしいと思ひますがもう一度それに対してご確認をしたいと思ひます。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）私は、従来からの期末・勤勉手当といふものは三役にしでは勤勉手当はないけれども、期末勤勉手当職員並みの率といふふうなものがずーと長年してきた。それはそれで常勤といふ形で勤務をしておる場合がありますからこれはこれでふさわしいと思っておりますし、明和町の例をなさいましたが明和町はそれぞれ町長さんのいろんな選挙の時点でのお話があったんだと思ひますが、今回のボーナスについてはカットしないといふふうなことである様であります。それはそれでそれぞれの自治体のお考えでいいのではないのでしょうか。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）前段奥川議員から一般職員と特別職についての減額されるパーセントについて或は支給される率についてのお話があった訳でございますが、今のご回答でいきますと勤勉手当といふのを含めていからパーセントとしては大い数字といふようなお話なのかなといふふうに思ったわけですが、承服しがたい部分がありますので引き続きまして質問をしたい

と思います。これは特別職の場合と一般職の場合とは分けて私は考えていきたいと思っておりますので、後教育長も含めてあるわけですがこの2議案にわたりますがお伺いしたいと思います。特に町長についてお伺いしたいことは一般職員は4年ごとに退職金が支払うことはないわけですが、町長さんは4年ごとに退職金が支払われるというそういうことになってございますけれどもこの制度をやめたところもあるわけですが、玉城町の独自性として町長はこの点についてはどのようにお考えでしょうか。これにつきましては、町長ご自身も掛け金を払っておりますけれどもこの中には公費も含まれているわけございまして、これを中止するということになれば公費の支出も無くなるということになります。あと何か月で任期が終りになるわけございしますが、今後もずっと町長としての仕事を続けようというお考えであろうと思いますので、将来にわたってのことも含めましてこの場でお伺いしたいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議事の内容とは少し離れているご質問であるというふうに思っております。それぞれ一つの制度で掛け金・負担金を負担をしておるとういうことになっていきますので今の段階で、鈴木議員さんのご質問に対してお答えを申し上げさせていただくわけにはまいりません。以上です。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番 鈴木加奈子さん 関係がないというふうに議長はお感じになっておられようございしますが、これはトータルとして町長にどれだけ使用するか町民の税金を使われ方の問題としてお伺いを致しましたので、問題外のことでないという事柄も含めましてこの問題は考えてみたいとこのような立場からお伺いをしたわけでございます。

議長（小林一則君）他に、ありませんか

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。12番 奥川直人君

12番（奥川直人君）只今の議案第86号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についての反対討論をさせていただきます。先程質問を致しましたように、職員6月・12月の期末手当勤勉手当で昨年支給率から0.35カ月減ったわけでありまして。特別職であります町長・副町長は昨年より削減月数が0.25カ月要するに、0.1カ月の減額が少ないということで職員が多く減り、町長・副町長が減り方が少ないということでありまして。先程申しましたように一般的な成果配分ということを考えれば少しで

も最低でも職員に合わず。こういうことが望ましいのではないかと思います。普通一般企業や中小企業。親方が一番つらい立場で経営をやっておられるのが現状であります。そして社員や従業員、家族の生活を自らが犠牲になって守っていく。これがトップに立つものだとこのように考えます。これが普通だと思っておりますし、せめて町長・副町長の期末手当を少なくとも職員同様0.35カ月と考えるのが当然かと思えます。議員の皆さんも含めてもう一度そういうことを考えて頂きたい。この議会もケーブルテレビで放映もされています。そして玉城町のケーブルテレビの視聴率も向上しているということです。住民から選ばれた私たち議員としてしっかり良いか悪いか是非をこの場で判断頂きますようお願いを致します。以上で反対討論と致します。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

以上で討論を終結致します。

これより、採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第87号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決を致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第88号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん） 一般職員の期末手当・勤勉手当の削減についてでございますが、この中には臨時職員これに伴って臨時職員さん嘱託職員さんの減額があるのか、ないのか。それはどの程度なのか。何人にわたってどの程度

のトータルの額になるのか。又病院の関係でございますが、院長或は医師・看護師又病院にも嘱託職員がおられると思いますが、この方々についてはどのようになっているのか。伺いたいと思います。格別病院につきましては看護師がなかなか得られないということで、看護師が不足するというところから病院の閉鎖を余儀なくされたというところもあると伺ったりも致します。給与の低いところは敬遠されるのは当然でございます。そういったことから格別病院につきましては詳しくお聞かせいただきたいし、臨時或は嘱託の方々は年間200万以下となるようなワーキングプア。こういったことをつくりたくないという、そういう立場からお伺いしたいと思しますので、こちらは質問の回数が制限されております。只今伺いましたことぬかりのないようにきちっとご答弁をお願い致します。議長におかれましてもよろしく願いします。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 只今議題となっております議案につきましては、これは正職員に対しましての支給月数につきまして定めておる所でございます。庁舎内嘱託職員に関しまして、これはこの率の改定というのは何ら影響はございません。企業職員につきましても一般正職員に関しましてはこの率が適応されます。ですから他の公営企業職員に関しましてはこの率が適応をされるところでございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 先程も申しましたように、病院の職員には適応する。けれども臨時職員。嘱託職員には減額はないと。只今提案されておりますのが期末手当・勤勉手当でありますので嘱託職員。臨時職員は支払われていないから該当しないと。そういう意味であろうかというふうに思うわけですが、それでは病院の職員関係では何名で、どれだけの減額になるのか又、この庁舎内の一般職につきましてはいかほどのトータルとして減額になるのか。1人当たり平均ですとどのように減額になるのかをお伺いしたいと思います。これは6月・12月を含めてのご答弁で結構ですのでよろしく願いします。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 只今持ち合わせております数値といいますのは、一般会計に属します職員に関しましてのトータル数値を持っておりまして、お答えをさせていただきます。一般会計に属します職員一般職でございますが、これに関しましては年間通じまして6月・12月の合計額でございます。改訂によります減額が1千544万1千円でございます。これが一般職に関しますトータルの減額でございます。尚又一人当たりにつきましては後ほど申し上げ

げるといったことをご了承を賜りたいと思います。

議長（小林一則君）病院老健事務局長 田畑良和君

病院老健事務局長（田畑良和君）只今、資料を持ち合わせておりませんので又後刻ご報告を申し上げます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）資料を持ち合わせていないといわれますが、これは本日の提案というのは期末手当或は勤勉手当これ1件なんですよね。それにも関わらずそれを持ち合わせていないというのは非常に腑に落ちないことをございまして、この全職員のカットというものは相当大きな地域経済に及ぼす影響が大きいであろうとこのように思いますので伺っているところでありますのに、持ち合わせていないというのは議会に臨む意気込みの在り方として如何なものなのか。町長どう思いますか。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）それぞれご質問の今回の減額に伴って職員の期末勤勉手当がどれだけの差額がでるのかというふうなことは当然それぞれ出ているわけでありまして、申し訳ございませんけれども後刻又報告を申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）こんな答弁の仕方でいいと思いますか。休憩して資料出させますか。どうですか。休憩して資料出してもらったらどうですか。

議長（小林一則君）資料収集しますので10分間休憩します。

（午前9時40分 休憩）

（午前9時55分 再開）

議長（小林一則君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

総務担当課長補佐 田村優君

総務担当課長補佐（田村優君）只今ご質問頂きました減額の額でございますが、全体と致しまして一般職員は1千544万1千円、人数と致しまして113名、1人当たりでございますが13万6千646円でございます。以上でございます。

議長（小林一則君）病院老健事務局長 田畑良和君

病院老健事務局長（田畑良和君）先程の質問の件ですが、病院事業会計におきまして老健も同じですが、人の出入りがございましておよその数字で申し上げます。病院事業会計で29名、302万5千円の減額の予定でございます。1人あたりは10万4千円でございます。老健会計につきましては23名

214万4千円の減額の予定でございます。1人あたりは9万3千217円の試算でございます。

議長（小林一則君）12番 奥川直人君

12番（奥川直人君）期末手当の6月と12月今回は支給方法についてお伺いをしたいと思います。6月は聞くところによりますと総務課が期末手当の明細表が各自に配られたということですが、この12月の支給方法についてどうされるのかお聞きをしたいと思います。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）支給の方法につきましては従前と同様でございます。

議長（小林一則君）12番 奥川直人君

12番（奥川直人君）一般的には、今回こういった形で人事院勧告で発令されまして、行政に厳しい中でそういった支給月額が減ったわけでありまして、その辺の玉城町の行政の状況なり、そして今後どうして行くんだということをお話しを頂いてそして、士気を高めて頂く。いうふうなことが今こういう状況になった時には非常に大切だと思っておりますが、そういうことはされないのかどうか。お聞きをします。よろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）先程、総務課長から従前と同じ考えかたというふうなことで答弁を申し上げましたが、職員の代表の幹部の皆さん方とは意見交換をしております、こうした厳しい状況というのはそれぞれ双方理解をしながら頑張っていこうというふうな機会を設けておりますので、全て職員はそういうふうにご理解をしてくれていると思っております次第でございます。

議長（小林一則君）12番 奥川直人君

12番（奥川直人君）幹部の皆さんに伝えてあるということで、私もちょっとインターネットで見たのですが、「公務員の給与改定の勧告にあたって」という人事院総裁の談話があります。今回状況は厳しいということで、年間0.35か月引き下げるというふうなことが謳われておりまして、その中で今後の考え方として出ています。こういったことを私は職員の皆さんに伝えて意識を高めていくべきだと思います。少し読ませて頂きます。「公務員の不祥事や行政運営の破綻により国民の公務及び公務員に対する信頼は大きく底なわれ、公務員が高い士気の下誇りを持って職務を遂行して行くにはその前提として公務員に対する国民の信頼が不可欠であります。公務員倫理の確立や信頼回復のためこれまで様々な取り組みが行われてきましたが、公務員の不祥事や非効率な行政運営をめぐる問題は尚跡を絶たず、又公務員における自己改革も十分に実を上げているとは言えず、誠に残念ながら信頼回復に

はいまだ道遠しという状況であります。人事院としては、全体の奉仕者として高い専門性をもって職務を遂行するという職業公務員制度の基本を活かしつつ制度及び運用の一体的な改革を進めるとともに、合わせて公務員が使命感を持って全力で職務に取り組むよう意識改革を徹底することが肝要であります。公務員諸君においては全体の奉仕者として公共のために全力を尽くすという公務員の原点を改めて思い起こし、国民の公務に寄せる期待と要請に応えるべき一層職務に精励されることを強く期待します。とりわけ各公務員には

議長（小林一則君）質問の要旨を簡明に願います。

12番（奥川直人君）その責任の重さ、その行動が公務や公務員の信頼の与える影響の大きさを十分自覚して、公務員の意識改革と行政運営の改革に率先して取り組むことを切に望みます。」こういうことが人事院としては謳われておるわけでこれが玉城町行政としても、そのために0.35か月を減らしたわけです。そういったことを職員に徹底するというのを私は玉城町長のメッセージとして職員に伝えて頂きたい。このように思いますが町長如何ですか。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）いろんな機会を通してそのお考えも含めて職員にはさらに住民の奉仕者として精一杯力を発揮してもらうように呼びかけていきたいと思っております。おかげさまでまだまだ十分とはいきませんが、私自身は近隣の市町と比較致しましても職員は大変熱心に行政推進に当たっておるといふうなことで、直接いろんな住民の皆さん方からの評価の声もお聞きをしておるといふうなこともございまして、やはり今、いろんな面で民間の皆様方のお聞きしたというものもありますから、他の自治体或は国・県においていろんな不祥事が起こっておるといふこともありまして、そういったことと一緒くたで町もどうかというふうなことの不信を持たれないように、毎日の職務に精一杯頑張ってもらいたいとそんなふうにご考えておるしだいでございます。今後ともご指導いただきますようお願いを申しあげたいと思っております。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います

先ず、反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）議案第88号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についての反対討論を致します。先程のやり取りの中でも、明らかにな

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第6・議案第89号 伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第89号 伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について提案説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、一部事務組合であります伊勢地域農業共済事務組合において事務所の位置を平成22年1月1日から伊勢市御園町長屋1221番地の伊勢市御園総合支所内に移転しようとするものであり、地方自治法第286条第2項の規定により規約を変更することにつきまして関係市町の協議が必要であり、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。尚、補足は省略致します。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長(小林一則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)以上で本臨時議会に付議されました案件は全て終了致しました。これにて、平成21年第6回玉城町議会臨時会を閉会致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって平成21年第6回玉城町議会臨時会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。提案の全議案につきまして御承認賜りましたこと厚くお礼申し上げます。今、新政権におきまして国においてはいろいろな事業仕訳等々の作業が行われておりますが、心配なことは新しい新年度の予算編成が大変ずれ込んでいくのではないかと
いうことをございまして、地方にその影響が出てくるというふうに思っております。いろいろな事で作業上混乱が予想されると思いますが、精一杯努力を
してまいりたいと思います。議員の皆さん方におかれましても一層のご理解を賜りますようお願いをもうしあげましてお礼のご挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

（午前10時23分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員